

魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画  
道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和5年5月19日

魚津市

(担当：産業建設部都市計画課)

## 1 プロポーザルの概要

### (1) 名 称

魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務

### (2) 方 式

公募型プロポーザル

### (3) 目 的

魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力や豊かな経験を有する者から広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として選定することを目的とします。

選定は、魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行います。

### (4) 担 当 課

魚津市産業建設部都市計画課

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 （魚津市役所内）

TEL：0765-23-1026 FAX：0765-23-1066

E-mail：toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

## 2 業務の概要

### (1) 業 務 名

魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務

### (2) 業 務 内 容

魚津市では令和2年3月に魚津市立地適正化計画を策定し、市内5つの鉄道駅を中心としたまちづくりを進めています。とりわけ、あいの風とやま鉄道魚津駅及び富山地方鉄道新魚津駅を中心とするエリアを都市づくりの核とすることによって、コンパクトな都市構造とし、基幹的な公共交通軸を形成することで、持続可能で活力のある都市を目指しています。

本業務は魚津市立地適正化計画の具体的な施策の一つである「魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想（令和2年3月策定）」に基づき、魚津駅東広場のにぎわい創出や利便性の向上を目的に基本設計を行うこととします。

### (3) 履 行 期 間

契約日の翌日から令和6年3月1日（金）まで

### (4) 委 託 上 限 額

金18,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

## 3 発注者

魚津市

## 4 参加資格要件

### (1) 資 格 要 件

参加は、単独企業、共同企業体を問いません。ただし、共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとします。ただし、下記イについては、共同企業体を構成する者のうち、1者以上が要件を満たしていれば可とします。

- ア 参加証明書を提出するまでに魚津市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
- イ 富山県内に本社又は支社・事務所があること。
- ウ 受注者として本業務と、同種又は類似の業務実績を有すること。（発注者が、国及び地方公共団体（独立行政法人等これに準ずる機関も含む。）を問わない。また、共同企業体の構成員での実績を含む。）
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- カ 設計業務に関し、国及び地方自治体から指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号による暴力団及び第 6 号に規定する暴力団関係者でないこと。

注 1） 同種業務とは、「ロータリー再編を伴う駅前広場」の基本設計又は実施設計とする。

注 2） 類似業務とは、「駅前広場」の基本設計又は実施設計とする。

## （2） 業務従事者の資格等

- ア 統括責任者及び主任技術者は、以下のいずれかの資格を有していること。
  - （ア） 技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）
  - （イ） RCCM（都市計画及び地方計画部門又は道路部門）
- イ プロポーザル参加表明書に記載した統括責任者及び主任技術者は、設計者として選定され、魚津市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

## 5 工事計画の概要

「魚津駅東広場及び都市計画道路魚津駅地下道線整備計画概要<sup>別紙 1</sup>」（以下、「計画概要」という。）のとおり。

## 6 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルにおいて、計画概要を踏まえ、この要綱にある『10 提出書類』の項に従って提案すること。

なお、技術提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、計画概要で定める工事費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とします。また、魚津市では「魚津市空間デザイン計画」（令和 5 年 3 月）を策定していることから、その計画に適合したものとしします。

### 《提案課題》

#### （1） 魚津駅東広場の基本設計

- ア 魅力のある外観デザイン
  - （ア） まちの顔としてのシンボリックなデザイン
  - （イ） 周辺の景観との調和
- イ 交通結節点としての機能
  - 各鉄道駅とタクシー及びバス利用者の利便性の確保
- ウ 滞留スペース、憩いの場及び歩行者優先回遊空間
  - （ア） イベントなどが開催できるスペースや来訪者などが休憩等で長く滞在できるための場の確保

- (イ) 周辺住民が集い、交流などにより人々がつながる場の確保
- (ウ) 歩行者が安心、安全に回遊でき、にぎわい創出につなげる空間
- エ 安全性・経済性・環境への配慮
  - (ア) 施工中の車両・歩行者の安全確保及び通行機能の確保
  - (イ) 建設費及び維持管理費を抑えるための設計上の工夫
  - (ウ) ランニングコストの縮減等省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用の可能性
- オ 都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計  
魚津駅東広場と統一的なデザイン

## 7 プロポーザルの審査及び選定方法

### (1) 審査・選定方法

本プロポーザルは、委員会による二段階審査方式で行います。

第1段階審査は、応募者からの提出書類等により、ヒアリングに参加を要請する者を5者程度選定します。

第2段階審査は、ヒアリング参加要請者を対象とし、提出書類を用いてヒアリングを行います。

- ア 最も評価の高かったものを受注候補者とし、契約締結交渉を行う。(第1段階審査の結果は評価の対象としません。)
- イ 評価点の合計が最も高い者であっても最低基準点(100点)に満たない場合は、受注候補者として選定しないものとする。
- ウ 提案者が1者の場合であっても、企画提案書等の審査を実施し、評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受注候補者として選定する。
- エ 契約交渉が不調のときは、評価結果が次順位の者から順に契約交渉を行う。

### (2) 評価基準

評価は、「魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務公募型プロポーザル評価基準別紙2」(以下「評価基準」という。)に基づき行います。

## 8 スケジュール

- (1) 実施要項の公告(魚津市ホームページ掲載)  
令和5年5月19日(金)
- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間  
令和5年5月19日(金)から令和5年5月29日(月)午後5時まで
- (3) 技術提案書の提出に係る質問受付期間  
令和5年5月30日(火)から令和5年6月5日(月)午後5時まで
- (4) プロポーザル技術提案書の提出期間  
令和5年6月7日(水)から令和5年6月26日(月)午後5時まで
- (5) 第1段階審査(書類選考)  
令和5年7月上旬
- (6) 第1段階審査結果発表及び通知  
令和5年7月上旬
- (7) 第2段階審査(ヒアリング)  
令和5年7月下旬
- (8) 第2段階審査結果発表及び通知  
令和5年7月下旬

## 9 プロポーザルの作成上の基本事項

プロポーダルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。具体的な設計作業は、発注者と協議のうえ開始することとします。

## 10 提出書類

### (1) プロポーダル参加表明書

- ア 参加表明書表紙（様式1）
- イ 会社・事務所の概要（様式2）
- ウ 総括責任者・主任技術者（様式3）
- エ 同種業務又は類似業務の業務実績について（様式4）

※添付資料として、様式4に記載した業務について、1件分の契約書（写し）を1部提出してください。

### (2) 技術提案書

- ア 技術提案書表紙（様式5）
- イ 魅力のある外観デザイン（様式6）
- ウ 交通結節点としての機能（様式7）
- エ 滞留スペース、憩いの場及び歩行者優先回遊空間（様式8）
- オ 安全性・経済性・環境への配慮（様式9）
- カ 都市計画道路魚津駅地下道線実施設計（様式10）
- キ 設計費見積書（様式11）

※「魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計公募型プロポーダル提出書類様式一覧別紙3」を参考に記載してください。

※様式の余白については自由に設定しても可。

## 11 プロポーダル参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 参加表明提出書類（(様式1)から(様式4)まで）を10部持参、又は郵送すること。1部は製本せず、クリップ留めとすること。

(2) 提出先 魚津市産業建設部都市計画課（魚津市役所内）

(3) 提出期限 令和5年5月29日（月）午後5時まで（必着）

(4) 参考資料 本プロポーダルを実施するにあたり、次に掲げる参考資料を都市計画課内にて公表します。  
・魚津駅東広場現況測量成果品

(5) その他 都市計画課との事務連絡のため、「【事業者名】プロポ参加表明」とし、本プロポーダルにおける連絡担当者を記載のうえ、メールを送信してください。

E-mail : toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

## 12 プロポーダル提出書に関する質問の受付及び回答

質問は、原則として、文書（様式は自由としますが、規格はA4判とします）を持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

(1) 受付担当課 魚津市産業建設部都市計画課

(2) 受付期間 令和5年5月30日（火）から令和5年6月5日（月）午後5時まで（必着）

- (3) 回答方法 質問受付の締切日から7日以内に参加者全員に対して電子メールにて回答します。

### 13 プロポーザル技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 技術提案書提出書類（(様式5)から(様式10)まで）を10部持参又は郵送すること。1部は製本せず、クリップ留めとすること。
- (2) 提出先 魚津市産業建設部都市計画課
- (3) 提出期限 令和5年6月26日(月)午後5時まで(必着)

### 14 審査の結果及び通知

- (1) 第1段階及び結果の通知  
委員会が、提出された「提案書」を基にヒアリング参加要請者を5者程度選定し、選定された者にヒアリング参加要請書を送付します。また、選定されなかった者にも通知します。  
なお、参加表明者が5者以下のときは第1段階審査を省略し、全員にヒアリング参加要請書を送付します。
- (2) 第2段階審査及び結果の通知  
委員会が、ヒアリング参加要請者からの提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な受注候補者を選定します。選定された者に対して所定の手続きが終了次第、その旨を書面により通知します。また、選定されなかった者に対しても、その旨を書面にて通知します。

### 15 ヒアリングの実施

- (1) 日程 令和5年7月下旬
- (2) 場所 後日指定（ヒアリング参加要請に合わせて通知する）
- (3) 方法  
ア ヒアリング時間は30分（説明20分程度 質疑10分程度）  
イ ヒアリングでは、出席時間以外の入室（傍聴）を認めません。  
ウ ヒアリングでの入室は、3名までとします。  
エ 会場にはホワイトボード、プロジェクター及びスクリーンを用意するので、提案書と同じもの（サイズを問わない。）を掲示し、又は投影し説明を行うことができます。また、文字等を見やすくするため、提案書の一部を拡大表示することも可能ですが、追記及びアニメーション加工、着色・音声編集及び説明のための資料（模型を含む。）を追加して提出することは不可とします。

### 16 業務の委託等

- (1) 契約の交渉  
魚津市は、最も優れた提案書の提出者として選定された者と速やかに設計委託の契約の交渉を行うものとします。辞退その他の理由で契約をできない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。
- (2) 設計業務委託料  
設計業務委託料は、魚津市が定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結します。

- (3) その他  
発注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

## 17 失格条項

- (1) 参加表明書及び技術提案書が次に掲げる事項に該当するときは失格とします。また、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とします。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - カ 虚偽の内容が記載されているもの又は既に発表されたものと同一若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると認めたもの
  - キ 技術提案書の設計費用の見積書金額が『2 (4)』の委託上限額を超える場合
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当するときは、失格とします。
- ア 応募者が、この要項に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
  - イ プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
  - ウ ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
  - エ 応募者が他応募者の協力事務所となっていた場合
  - オ その他委員会が不相当と認めた場合

## 18 参加報酬等

参加者への報酬はありません。

## 19 その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）によるものとします。
- (2) プロポーザルに記載した主任技術者は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとします。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。また、魚津市は、参加表明書及び技術提案書を保存及び図録等により公表する権利を有するものとし、その使用料等は無償とします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議の申立は受け付けません。
- (6) このプロポーザルに応募した者は、この実施要項に同意したものとみなします。

## 魚津駅東広場及び都市計画道路魚津駅地下道線整備計画概要

この計画概要に記載した事業内容の数値等の設定は、プロポーザル技術提案のためのもので、現時点での想定数値を示します。

### 1 施設名称 魚津駅東広場及び都市計画道路魚津駅地下道線

### 2 事業目的

魚津市では、令和2年3月に策定した「魚津市立地適正化計画」に基づき、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを基本とした持続可能なまちづくりを目指しています。そのために、公共交通を中心としたまちづくりを基本的な方針として、その中枢に魚津駅・新魚津駅周辺を拠点としたまちづくりを推進し、市の玄関口にふさわしい都市空間の創出や高次な都市機能の集積、快適な居住空間の向上、交通結節点の強化を図りながら、賑わいのある魅力的なまちづくりを目的とします。

なお、詳細については「魚津市立地適正化計画」（令和2年3月策定）及び「魚津市デザイン計画」（令和5年3月策定）をご確認ください。

### 3 工事区分 別紙1関係 図1

- (1) 整備面積 5,000 m<sup>2</sup>程度
- (2) 概算工事費 魚津駅東広場整備 上限額を300,000,000円とする。  
都市計画道路魚津駅地下道線整備 上限額を60,000,000円とする。（既存物解体、消費税及び地方消費税含む。）
- (3) 詳細設計期間 10か月以内
- (4) 詳細設計予定額 25,000,000円以内（消費税及び地方消費税等含む。）

### 4 実施予定スケジュール

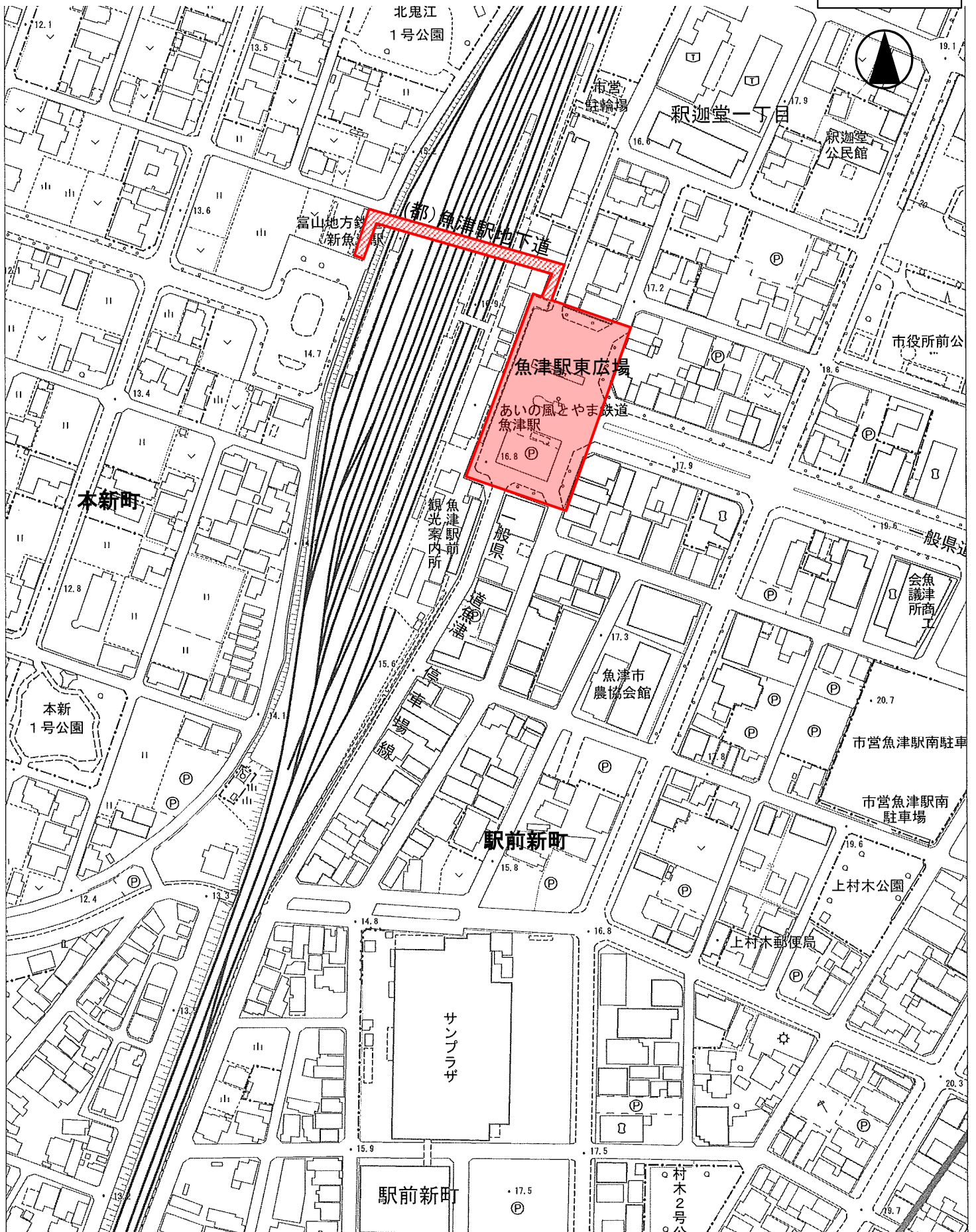
令和5年度	<u>魚津駅東広場基本設計、</u> <u>都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計</u>
令和6年度 ～	魚津駅東広場詳細設計 魚津駅東広場整備（2か年）
令和7年度	都市計画道路魚津駅地下道線整備（2か年）

※今回プロポーザルにおける業務の範囲は、上記のうち下線表示のある部分



# 整備範囲について

別紙1関係  
図1



UserID = 096007

1/2500

0 100 200m

# 魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計 業務公募型プロポーザル評価基準

## 1 基本的な評価基準

受注者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を本業務に最適な候補者とします。

## 2 第1段階審査

審査委員会で、応募者より提出された参加表明書（会社・事務所の技術者・実績等）と技術提案書（外観デザイン等）を基に審査し、ヒアリング参加要請者を5者程度選定します。

なお、参加表明者が5者以下のときは、本審査を省略し、第2段階審査を実施するものとします。

(1) 参加表明書の各評価項目の評価基準は、事務局にて採点し、審査委員会に諮るものとします。参加表明書の各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
①	会社・事務所の概要及び総括責任者・主任技術者	10
②	同類・類似の設計業務実績	20
評価点 計		30

- i 配点が20点の場合：A=20点、A' =17点、B=15点、B' =12点、C=10点
- ii 配点が10点の場合：A=10点、B=7点、C=5点

(2) 各審査委員は、技術提案書を基にヒアリング参加要請者を3者選びます。各参加表明者を選択した審査委員の人数に10点を掛けたものを、ヒアリング参加要請の得点とします。技術提案書の各評価項目は次のとおりとし、総合的に評価が高い3者を選ぶものとします。

番号	評価項目
①	魅力のある外観デザイン
②	交通結節点としての機能
③	滞留スペース、憩いの場及び歩行者優先回遊空間
④	安全性・経済性・環境への配慮
⑤	都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計
⑥	設計費見積額に対する評価

(3) (1)の参加表明書による評価項目の得点と(2)の審査委員によるヒアリング参加要請の得点の合計点の高いものから5者程度をヒアリング参加要請者とします。

## ※ 選定方法例

審査委員 A、B、C 参加表明者 a 社、b 社、c 社、d 社、e 社、f 社

(1)について、事務局が各参加表明者について採点。

a 社:30 点 b 社:27 点 c 社:22 点 d 社:19 点 e 社:20 点 f 社:15 点

(2)について、各審査委員が参加表明者 3 者を選定。

A : a 社、b 社、c 社 B : a 社、c 社、f 社 C : c 社、d 社、e 社を選定。

a 社 : 2 者×10 点=20 点 b 社 : 1 者×10 点=10 点 c 社 : 3 者×10 点=30 点

d 社 : 1 者×10 点=10 点 e 社 : 1 者×10 点=10 点 f 社 : 1 者×10 点=10 点

よって、(1) + (2) は、

a 社 30 点+20 点=50 点 b 社 27 点+10 点=37 点 c 社 22 点+30 点=52 点

d 社 19 点+10 点=29 点 e 社 20 点+10 点=30 点 f 社 15 点+10 点=25 点

ヒアリング参加要請者は、c 社、a 社、b 社、e 社及び d 社となる。

### 3 第 2 段階審査

審査委員が、ヒアリング参加要請者から提出された書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者及び次点者を選定します。

(1) 各審査委員は、技術提案書の各評価項目について評価を行います。

各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
①	魅力のある外観デザイン	30
②	交通結節点としての機能	30
③	滞留スペース、憩いの場及び歩行者優先回遊空間	30
④	安全性・経済性・環境への配慮	30
⑤	都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計	20
⑥	設計費見積額に対する評価	10
計		150

i 配点が 30 点の場合 : A=30 点、B=20 点、C=10 点

ii 配点が 20 点の場合 : A=20 点、B=15 点、C=10 点

iii 配点が 10 点の場合 : A=10 点、B=7 点 C=5 点

(2) 各審査委員の技術提案書の評価項目の合計点の平均点の最も高いものを、本業務に最適な候補者とします。(第 1 段階審査の結果は評価しません。)

### 4. 評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合

審査委員の多数決により決定します。

## 魚津駅東広場基本設計業務及び都市計画道路魚津駅地下道線再整備実施設計業務公募型プロポーザル提出書類様式一覧

### (1) 「参加表明書」

区 分	作成上の基本事項	様式
表 紙		(様式1)
会社・事務所の概要	令和5年4月1日現在のものを記載してください。	(様式2)
総括責任者・主任技術者	業務実績の件数は、各担当それぞれ3件までとします。	(様式3)
同種・類似の設計業務実績	記入件数の上限は10件とします。1枚に記入できない場合は複数枚数とし、その①、その②などと加筆してください。 ※添付資料として1件分の契約書（写し）を1部提出してください。	(様式4)

### (2) 「技術提案書（課題に対する提案）」

業務内容を考慮し、次のテーマに関する提案をもとめ、その的確性、独創性、実現性を評価します。

区 分	作成上の基本事項	様式
表 紙		(様式5)
① 魅力のある外観デザイン	本広場は、魚津市のまちの顔・玄関口であることからシンボリックなデザインを提案してください。また、緑化や照明の高質化により、洗練された空間の創出につながる提案としてください。 また、周辺の景観と調和する提案としてください。	(様式6) A3判可
② 交通結節点としての機能	バス停やタクシー乗り場の利用者の利便性に配慮した提案としてください。また、魚津駅利用者の送迎時の車両の駐車場確保について提案してください。	(様式7) A3判可

<p>③ 滞留スペース、憩いの場及び歩行者優先回遊空間</p>	<p>歩行者優先の道路空間に再編し、滞留スペースを設けることで、憩い・集いの場となる空間を創出するとともに、観光客や地域住民の街歩きが楽しいものとなるような歩行者空間を提案してください。</p>	<p>(様式 8) A 3 判可</p>
<p>④ 安全性・経済性・環境への配慮</p>	<p>ア 施工時のバスやタクシーの運行の確保、及び通行車両や歩行者の安全確保について提案してください。 イ 建設・維持管理コストを抑えるための設計上の工夫について記載してください。 ウ 建築物の長寿命化や劣化を防止するための配慮について提案してください。</p>	<p>(様式 9) A 3 判可</p>
<p>⑤ 都市計画道路魚津駅地下道線実施設計</p>	<p>あいの風とやま鉄道魚津駅と富山地方鉄道新魚津駅並びに駅東西広場を連結する道路であることから、駅前広場等と統一的なデザインとし、改修することにより防犯の推進も図れるようにしてください。</p>	<p>(様式 10) A 3 判可</p>
<p>⑥ 設計費見積額に対する評価</p>	<p>本設計業務の見積額を記載してください。</p>	<p>(様式 11)</p>

注 1) (様式 4) については、会社・事業所として実績があれば可とします。

注 2) 製本は、提出書類の左上 1 箇所ホチキス留めとし、A 3 判の場合は A 4 判に折り込みしてください。